

モニタリング2.0検討会 会則

第1版 2010年7月3日制定

第2版 2011年11月5日改定

第3版 2014年9月20日改定

(総則)

第1条 モニタリング2.0検討会（以下、本会という）の運営に関する取り決めを、本会の会則として定めるものとする。

(名称および所在地)

第2条 本会は、モニタリング2.0検討会（もにたりんぐにーてんぜろけんとうかい）と称する。

2. 本会の英文名は、Monitoring2.0（略称moni2：もにつー）と称する。
3. 本会の所在地は会長の自宅とする。

(目的)

第3条 本会は、治験・臨床研究業務の効率化に関する検討およびその推進を図ることにより、治験・臨床研究および医療の進歩向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会の目的達成のため、以下の企画、調査、研究およびこれらの検証・評価・発表並びに応用へ向けた事業を行うものとする。

- 1) 検討会の開催
- 2) 事業成果の検討、検証・評価および啓発事業
- 3) 会員相互の情報交換および交流
- 4) 内外の関連学会、団体、協会等との交流および連携
- 5) 内外の関連学会、学術誌等での発表
- 6) その他、本会の目的達成に必要な事項

(会員資格)

第5条 本会の会員資格は特に定めないが、次の要件を定めるものとする。

本会の目的に賛同し、関連する領域において専門の学識、技術または経験を有する個人で、会の活動およびその成果を組織もしくは社会に還元するために積極的に活動できる者。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会手続きを行い幹事会での承認を得る。

2. 前項の申し込みがあった場合は、幹事会において会員資格の認定を行い、速やかにその結果を通知する。

(会費)

第7条 年会費は特に徴収しない。

2. 検討会・シンポジウム等において会場費、事務経費等の必要経費を参加者より徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は以下の場合にその資格を喪失するものとする。

- 1) 退会
- 2) 死亡、連絡不能
- 3) 除名

(退会の手続き)

第9条 本会の会員で退会しようとする者は、原則としてメールにて退会の意思を事務局に連絡し、事務局長は幹事会にて報告を行う。

(除名)

第10条 本会の会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的の達成並びに運営を妨げる行為のあったときは、幹事会の議決を経てこれを除名することができる。

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副 会 長 2名
- 3) 幹 事 若干名
- 4) 事務局長 1名
- 5) 事務局員 若干名

(役員の仕事)

第12条 本会の役員の仕事は以下の通りとする。

- 1) 会 長 本会を代表し会務を総括する。
- 2) 副 会 長 会長を補佐し、会長が欠けた時にその職務を代行する。
- 3) 幹 事 幹事会を組織し、会の運営に必要な諸事項を審議決定する。
- 4) 事務局長 事務局を総括する。
- 5) 事務局員 事務局長を補佐し、事務局の運営に必要な業務を行う。

(役員を選出)

第13条 本会の役員は次の規程により選出する。

- 1) 幹 事 会員の中から選出する。
- 2) 会 長 幹事の中から互選する。
- 3) 副 会 長 幹事の中から会長が指名する。

- 4) 事務局長 幹事会が推薦する。
- 5) 事務局員 幹事会が推薦する。

(会議の開催)

第14条 本会の運営のため次の会議を開催する。会議は会長が招集し議長となる。

- 1) 総会 総会は会員をもって構成し原則として年1回開催する。
 - 2) 幹事会 会長、副会長並びに幹事により構成し必要に応じて開催する。
2. 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
3. 会議の議事録並びに議決は適切な手段を持って会員に通知する。

(資産)

第15条 本会の資産は次の通りとする。

- 1) 事業に伴う収入
- 2) 資産から生ずる果実
- 3) 寄付金品
- 4) その他の収入

第16条 本会の経費は、前条に定める収入をもってこれにあてる。

第17条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後、事務局長が作成し、幹事会に報告しなければならない。

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更並びに解散)

第19条 本会則を変更しようとするときは、幹事会に提案し、その検討を経て、かつ総会の承認を受けなければならない。

第20条 本会の解散は幹事会において3分の2以上の議決を経て、かつ総会において会員総数の過半数の投票による3分の2以上の賛成を得なければならない。

第21条 本会の解散に伴う残余財産は、幹事会において3分の2以上の賛成を得て、本会の目的に類似の公並びに法人に寄付するものとする。

補 則 本会則は、2010年7月3日より施行する。

補 則 本会則は、2011年11月5日より施行する。

補 則 本会則は、2014年9月20日より施行する。